

建設工事における中間前金払制度について

平成25年4月1日施行

平成27年1月1日改正

伊佐市では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、本市が発注する工事について、中間前金払制度を導入します。

1 中間前金払制度とは

既に前払金（契約金額の4割）を支出した工事について、次の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件に契約金額の2割を追加して支払う前金払（中間前金払）制度のことです。

次の要件を満たしている場合（発注者の認定が必要です）、請求することができます。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払制度の対象工事

契約金額が300万円以上の土木建築に関する工事で、既に当初の前金払いがなされている工事が対象とします。

3 中間前金払の割合

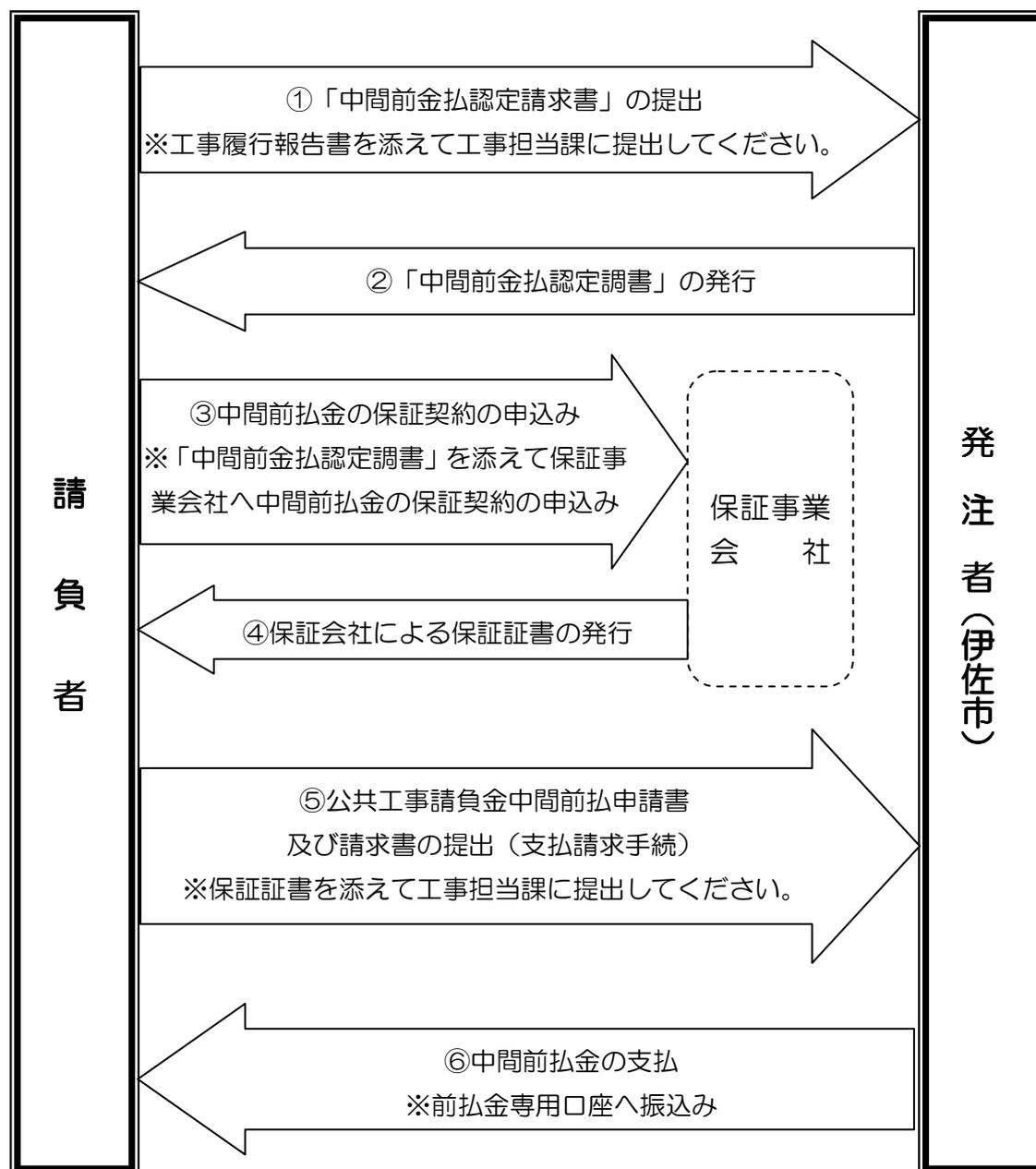
契約金額の2割を超えない範囲内とします。ただし、当初の前金払と合計して6割を超えない範囲とします。

4 実施時期

平成25年4月1日から施行し、同日以降締結する契約から適用します。

平成27年1月1日以後の執行分（指名通知分）から適用します。

5 中間前金払の請求手続きの流れ



6 市への提出書類

中間前金払認定請求書・工事履行報告書・公共工事請負金中間前払申請書等は、伊佐市ホームページ→行政→入札・契約→契約関係様式等 ⇒[前金払及び中間前金払関係様式](#)からダウンロードできます。

■問い合わせ先

伊佐市建設課管理係 TEL0995-23-1311 内線 2227